明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二四二）　一
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**七一七）　六
○特定特殊自動車の型式の届出があった件
（**経済産業・国土交通・環境**一〇八～一一二）　九
○少数生産車の型式を承認した件
（**同**一一三～一一八）　一九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八六
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　八七
会社その他
会社決算公告　九二

告示

○外務省告示第二百四十二号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十二年五月七日

外務大臣　岡田　克也